平成２７年（フ）第１４７号
長崎県佐世保市山祇町３番20号、前住所長崎県佐世保市白岳町760番地12
債務者　上田　昌孝
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
長崎県佐世保市花園町２番２号　902、前住所長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1945番地29
債務者　松尾　典子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１８４１号
横浜市神奈川区入江１丁目３番13号　第２スミトモビル102号
債務者　豊福　初男
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第１５７５号
新潟県南魚沼市美佐島129番地５　メンバーズタウンヌビア　105号　（申立時の住所）札幌市白石区栄通18丁目１番７号　ライラックハイツ105号
債務者（破産者）　後藤　圭司
1　主文　当裁判所が平成27年10月20日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、破産者の住所につき「札幌市白石区栄通18丁目１番７号　ライラックハイツ105号」とあるのを「新潟県南魚沼市美佐島129番地５　メンバーズタウンヌビア　105号　（申立時の住所）札幌市白石区栄通18丁目１番７号　ライラックハイツ105号」と更正する。
2　決定年月日　平成27年11月11日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１５７号
千葉県船橋市二和東６丁目42番21号
破産者　イズ・リアルエステート株式会社
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６３号
千葉県市川市南八幡３丁目22番13号、開始決定時の住所千葉県市川市南八幡５丁目４番16号
破産者　福西　和彦
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
奈良県葛城市當麻204番地
破産者　熨斗食品株式会社
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
名古屋市天白区平針５丁目801番地の２
破産者　有限会社Ｃ・Ｃ・Ｏ
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７２号
北海道函館市西桔梗町519番地３
破産者　吉田運送株式会社
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４１９号
東京都日野市三沢３丁目19番地の８クレストフォルム高幡不動1409
破産者　高間　慎一
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９７７号
東京都三鷹市下連雀８丁目５番29号サンパレス三鷹305
破産者　株式会社アズマヤ
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８０号
東京都狛江市元和泉２丁目32番９号ウエストコートＲＰ102
破産者　田中　　勲
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８１号
京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町392番地
破産者　山脇株式会社
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
岡山市中区西川原51番地９ルーチェリサイアＡ103、旧住所岡山市中区湯迫514番地
破産者　楠見　洋典
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２２９号
埼玉県川口市大字神戸234番地の１　月あかり神戸、旧住所埼玉県川口市差間３丁目29番35―６号
破産者　吉橋　信一
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
大阪府和泉市鶴山台４丁目16番２号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目21番32号
破産者　原田鉄筋こと　原田　誠彦
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係